

### 学生納付特例制度をご存じですか？

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生で保険料を納付することが困難な場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。住所登録地の市町村で申請し、日本年金機構の承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

▼注意ください  
この制度は**毎年申請が必要**です。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

令和4年度にこの制度の承認を受け、引き続き在学予定であることを申し出た人は、3月末に日本年金機構から郵送されるはがき形式の申請書

を提出してください。

なお、令和5年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。福井年金事務所へお問い合わせください。

▼追納が可能です  
承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により後払い（追納）できますが、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合、当時の保険料に加算額が付きまますのでご注意ください。

問合せ 市民課 保険年金G  
☎73・8015  
福井年金事務所  
☎23・4518

### 国民年金保険料は口座振替がお得！

国民年金保険料は毎年見直しが行われ、4月からは**月額1万6520円**となります。

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間や時間が省け、さらに早割で納付すれば、現金納付よりも保険料が割引されます。

申込方法  
申込書は、市民課や各金融機関、年金事務所にあるほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。各金融機関の窓口、または年金事務所にお申し込みください。年金事務所へは郵送での申し込みも可能です。

準備物  
・基礎年金番号が分かるもの  
・運転免許証など本人確認ができるもの  
・口座振替する通帳  
・通帳の届出印

問合せ 市民課 保険年金G  
☎73・8015  
福井年金事務所  
☎23・4518



### 郵送方法が変わります

▼国民健康保険被保険者証の郵送方法が変わります。  
令和5年度から、被保険者証の郵送方法を「簡易書留郵便」から「特定記録郵便」に変更します。特定記録郵便は、ご自宅の郵便受箱に配達されるため、配達時に不在であっても受け取ることができます。

なお、これまで同様「簡易書留郵便」をご希望の人は、市民課へ申請をお願いします。

問合せ 市民課 保険年金G  
☎73・8015



### 年金相談や手続きは予約相談をご利用ください

福井年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。電話で予約すると、自分の都合に合わせてスムーズに相談できます。予約なしで訪問した場合、待ち時間が長くなる場合があります。

予約は、相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。

とき  
月曜日 8時30分～19時  
火～金曜日 8時30分～17時15分  
第2土曜日 9時30分～16時

準備物  
・基礎年金番号が分かるもの  
専用問合せ  
予約専用窓口  
☎0570・054890  
※月～金曜日 8時30分～17時15分

### 令和5年度高齢者の肺炎球菌ワクチン接種

高齢者の肺炎球菌予防接種対象者に対して、費用を一部助成します。今までに23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）を接種したことがない人を対象に、接種の機会を設けます。

対象者は、予診票の有効期間内のみ接種を受けることができます。対象者には、3月末に予診票兼接種券を発送します。

期間  
令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

対象  
県内の協力医療機関  
65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人  
※過去に接種した人は除く。

費用  
4000円（自己負担額）

その他  
60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器の機能で日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級程度）やヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な人も対象になります。健康長寿課へ申し出てください。

協力医療機関以外での接種を希望する人は、接種後に一部助成額を支払います。領収書（被接種者の氏名、予防接種名が分かるもの）、振込先が分かるものを持参し、手続きを行ってください。

※領収書に予防接種名が記載されていない場合は、記入済の接種予診票もしくは接種済証を合わせて提出してください。

問合せ 健康長寿課  
☎73・8023

### 「スマホ・タブレットよろず相談所」がパワーアップ！！

令和5年度は、市役所での相談所に加え、公民館での出張相談やキャッシュレスお買い物体験ツアーも実施します。

▼市役所でのよろず相談所  
とき 10時～12時 毎週水曜  
ところ 市役所1階「ああ、あわら贅沢」スペース  
定員 各日10人まで

▼公民館出張よろず相談所&キャッシュレスお買い物体験ツアー  
とき 14時～16時  
毎月第2、第4水曜  
定員 各日5人まで

申し込み  
予約優先ですので、お電話でご予約ください。

月	日	場所
4	12	湯のまち公民館
	26	キャッシュレスお買い物体験ツアー（金津地区のスーパーを予定）
5	10	北湯公民館
	24	キャッシュレスお買い物体験ツアー（芦原地区のスーパーを予定）
6	14	本荘公民館
	28	細呂木公民館
7	12	伊井公民館
	26	坪江公民館
8	9	剣岳公民館
	23	吉崎公民館

問合せ 政策広報課  
スマートシティ推進G  
☎73・8005

16ページにも「スマホ講座」関連のお知らせがあります！



### マイナポイントの申請は5月末まで！

マイナポイントの申請期間が延長されました。詳しくは、マイナポイント事業のホームページをご覧ください。

- ① マイナンバーカードの新規申請（マイナポイント第1弾の未申込者も含む）で最大5,000円分のポイント
- ② 健康保険証の利用申し込みで7,500円分のポイント
- ③ 公金受取口座の登録で7,500円分のポイント

問合せ  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178  
政策広報課  
☎73-8005



▲マイナポイント事業ホームページ



### シニアスマホアンバサダーを募集します！

「スマホ・タブレットよろず相談所」で、地域の皆さんに対して、スマホやタブレットなどデジタル機器の使い方を教える「シニアスマホアンバサダー」（無償ボランティア）を募集します。

対象 次の全てに該当する人  
○あわら市民で、地域の皆さんに対してスマホやタブレットなどのデジタル機器の使い方を教える意欲のある人  
○日常的にスマホやタブレットを利用している人  
※スマートフォンの販売などを業として営む人は、応募できません。

内容  
「スマホ・タブレットよろず相談所」での補助および指導  
※都合の良い日に協力いただきます。

定員  
10人程度

申し込み  
【期限】4月14日（金）  
二次元コードからお申し込みください。

問合せ 政策広報課  
スマートシティ推進G  
☎73・8005



▲申し込みはこちら